

# 第1回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 1月 8日（木） 午前 10時00分  
閉会日時 午前 11時00分  
開会場所 教育委員会室

## 出席者

委員 別府 明雄  
委員 高野 佐紀子  
委員 青木 義男  
委員 松澤 智昭  
委員 橋本 正彦

## 出席事務局職員

事務局次長	寺西 幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	榎木 恭子	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	新部 明
学校地域連携担当課長	木内 俊直	学校配置調整担当課長	水野 博史
中央図書館長	代田 治		

## 署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。  
ただいまから、平成27年第1回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により橋本委員にお願いいたします。

本日の委員会は1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、報告事項を聴取します。

○報告事項

1. 人事情報（都費職員 平成26年12月分）

（指－1・指導室）

（区費職員 平成26年12月分）

（庶－1・庶務課）

委員長 報告1「人事情報」について、初めに、都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、庶務課長から報告願います。

指導室長 では、指導室が所管している教職員の人事についての報告でございます。  
今回は、12月末の数ということでございます。

括弧内の休職者を含めて、1, 835で変わっておりません。

おりませんが、増減が1ずつあります。

増の要因は、高島幼稚園の教員が1人欠けた状態でいたということがあったかと思えますけれども、それが12月1日付で新規採用、前倒し採用ということになります。これで1名増です。

減の要因は、懲戒免職者が1名、中学校で出ておりますので、それが減の要因です。プラスマイナスはゼロでございます。

括弧内の休職者については6名の増ということでございまして、育休が7、病休が1で、これが増要因の8名。減ったものが育児休業からの復帰が2名ということでございます。

期限付任用教員については、変わりはありません。

3番の非常勤教員につきましては、学習指導講師が149、2名増の1名減ということでございます。12月1日付で2名任用、11月31日付で1名退職ということになっております。

そのほかは変わっておりません。

指導室所管は以上でございます。

- 庶務課長      それでは、私の方から区費職員に関しまして、ご報告いたします。  
一般職員・再任用・再雇用職員については、異動はございません。  
裏面、2ページ目に関しまして、非常勤職員が1名の増、1名の減ということ  
でございます。
- まず、舟渡地区の欠員補充ということで、青少年委員さんが1名補充されまし  
た。それと、特別支援学級の介添員で、志村小学校の方で退職が1名出たので、  
1名減という形でございます。
- ちなみに、志村小学校の場合に、2名体制であったものが、1名退職というこ  
とで、1名の体制で実施してございます。現在、補充の関係について募集中とい  
うところでございます。
- ご報告は以上でございます。
- 委員長            質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
- 高野委員          中学校の方で1名減となったのですけれども、その後補充というか、その辺は。
- 指導室長          そこは講師対応です。
- 高野委員          講師というのは、4月からは。
- 指導室長          4月から正規教員になります。
- 高野委員          分かりました。
- 委員長            育児休暇で休まれる方が多いのは、非常に少子化に対して結構なことであるの  
ですけれども、育休の先生の代替えの先生が、必ずしも満足できる先生ではない  
という噂を時々聞いておりまして、できるだけ優秀な先生を選んでいただけると  
いいかなとは思っています。
- 指導室長          育休代替えで専門にやっている先生というのが実はいらして、そういう方は比  
較的力の強い方も多いのですけれども、今、実は、育休が全体で85いるのです。  
なので、各学校で1人以上の育休者が必ずいて、育休代替えがいます。
- やむなく、免許を持っている人をお願いというケースもなくもないので、そう  
いう方に対しては、私どもで研修をするなり、授業観察をするなりして、スキル  
アップは目指しているというところであります。

○報告事項

2. 台風等風水害防災行動計画（タイムライン）の策定について

（庶－2・庶務課）

委員 長       では、次に、報告2「台風等風水害防災行動計画（タイムライン）の策定について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長       A3の大型の資料でございます。

      こちらの台風や大雪など、事前予測可能な事態に対してのタイムライン、行動計画に基づいて、学校の休校等の安全対策を講じることとするものでございます。

      実態といたしましては、昨年の台風18号のときに区立小中学校で同一の対応をするということで指示をいたしまして、19号のときには、本日お示しする体制で臨んできたというところでございます。

      校長会との詰めにも多少時間がかかりまして、本日ご報告するということになりまして、遅れたことについてお詫び申し上げます。

      それで、まず、教育委員会と学校がそれぞれ担う役割を記載するという形で示させていただいております。

      教育委員会においてということで、一番上のところですがけれども、前々日に対策本部を設置いたしまして、各学校・園において行う保護者宛の通知、給食対応などについて、遅滞なく実行できるように支援していくという形を考えてございます。

      その後については、こちらに記載してあるとおりでございます。

      前回の19号のときと同様に、区民・保護者・学校にきちんと連絡がとれるというような体制を考えてございます。

      ご報告は以上でございます。

委員 長       質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員       前回、私のところに、個人的に、給食の野菜を入れている業者さんの方から、台風に対して、何か対応の情報はありますかということでお問い合わせいただいて、緊急メールでいただいていたのがあったので、こういうふうにもう出ていますので、多分、休校になると思いますよということをお話ししたのです。それが、学校を通してそこの方にはまだ伝わっていなかったようだったのです。

      今回、これを見ましたら、前々日に給食の対応もしっかりされるということで、そうすると漏れがなく伝わるのかなと思ひまして、前回、そのところがどういうふうになっているのかなと気になっていましたので。

庶務課長       分かりました。19号台風のときにも同様の形をとっていたのですけれども、このような形で、ペーパーに落としてのお示しは、各学校の方に示すことはしていませんでした。

      ただ、学校給食を休むのか、別途の形にするのかといったところについては、各学校の方にお知らせしてありましたので、そのところについてまで私の方で知らせるというような、そういう細かい指示はしていなかったのですけれども、そういう実態があったということで、校長会を通じて徹底するようにいたします。

高野委員 お願いいたします。

学務課長 災害時等の給食ですけれども、事前に学務課の方から各学校に、給食の食材の変更等の準備をするようにということでご連絡は従来からしているところですが、今回、こういった形でしっかり対応が決まりましたので、これに沿って周知していきたいと考えております。

次長 変更は、それで、牛乳とかそういうのも全部間に合うという形ですか。

学務課長 はい。それぞれの食材の変更期日までに、変更等をするように通知しております。

高野委員 はい。

青木委員 全体の流れはこれでよろしいと思うのですが、最後に、生徒さんのご自宅に連絡が必ずいったというフィードバックというようなものは、どのような体制があるのでしょうか。

指導室長 連絡がいったかどうかということについては、学校には戻ってこないです。昔の連絡網みたいなのがあったときは、最後の方が学校に連絡することになっていましたけれども、メールでこちらから配信するだけなので、恐らく、届いているであろうというだけで。

ただ、子どもの安否確認は、学校が最終的にしますので、自宅にいることは1件1件確認するということになります。

青木委員 分かりました。

次長 その辺で、ちょっと確認が取れていない実態がありますが、前回のように、前日からマスコミの方に報道します。プレスで流しますので、NHKとか、各局で、板橋区は全校休校というのが出るので、それで情報を把握していただく。

青木委員 幾つかのメディアで出るような形。分かりました。

次長 それをしないと非常に混乱したので、本来ならば電話で継送というのが一番間違いないのかもしれませんが、色々な家庭の状況とかがあって、なかなか今はそれが難しい状況にありますので、それで対応を見させていただければというように思います。

青木委員 分かりました。

松澤委員　　ちょっと今の関連なのですけれども、もし、万が一、学校に行かれてしまった生徒さんがいた場合の対応というのは、校長先生か副校長先生が、また帰すというところになるのでしょうか。

指導室長　　学校に来てしまった子どもは、学校で基本的に預かります。ご家庭と連絡が取れた場合において、迎えに来ていただくことになります。それまではずっと学校が預かっているということになります。

松澤委員　　分かりました。

委員長　　報道機関で告知するのはいいのですけれども、この間のように、休校しない学校があつたりすると非常にまずいのです。

ですから、それはやっぱり徹底しないと、「一部の学校はやっている」というような表現ならばまだいいのですけれども、「区内、全部休校」と言いながら、やってしまったりする学校があると非常にまずいなと思いました。

それと、各学校については、防災計画をつくっていると思いますので、それとは当然リンクしていることだろうと思います。

庶務課長　　実態の動きは、細かい動きは防災計画面向きに合わせた形です。

これは、あくまで周辺という、事前の準備から始まって、周知、それを徹底するための連絡網といったところを決めたところですので、これで事前に分かる、大雪だとか、今後は大雪ですとかの対応といったものに対するものというように、ちょっと区別して捉えていただければと思います。

委員長　　1年に1回ぐらいは訓練するといい。手順を忘れないように、いけると思います。

庶務課長　　分かりました。

委員長　　毎年、台風が来ていれば別にいいでしょうけれども、もしないようなときは、訓練されるといいかなとは思いました。

#### ○報告事項

3. 子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）の保育料に係る条例制定等について

（学－1・学務課）

委員長　　では、報告3「子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）の保育料に係る条例制定等について」、学務課長から報告願います。

学務課長 それでは、資料「学－1」をご覧ください。

子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）の保育料に係る条例制定等についてでございます。

平成27年4月に予定される子ども・子育て支援新制度の施行に向け、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設のうち、区立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園の保育料について、条例改正及び条例制定を行いますので、その概要及び、あわせて実施します保護者負担軽減措置についてご報告いたします。

前提といたしまして、新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で区が定めることとなっております。

板橋区においても、認可保育園・区立幼稚園・私立幼稚園の一部、認定こども園が新制度における特定教育・保育施設という位置づけになります。

今回の条例は、教育委員会が所管する区立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園から教育を受ける子どもの保育料について定めるものでございます。

なお、具体的な条例案につきましては、現在、調整中でありまして、次回、1月20日の教育委員会においてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1番、条例概要でございます。

条例につきましては、区立幼稚園条例の一部改正と私立幼稚園・認定こども園の保育料条例の新規制定の2つでございます。

#### （1）東京都板橋区立幼稚園条例。

区立幼稚園の保育料につきましては、現行の区立幼稚園条例において、年額で12万2,400円、月額で1万200円と、定額で定めておりますが、今回、新制度移行により、住民税額に応じた6段階の応能負担に変更いたします。

具体的には、資料の裏面がございます別表の方でございます。

これは、次にご説明いたします私立幼稚園・認定こども園の保育料と同一の料金体系となっております。

新制度においては、同じ認定区分と階層区分であれば、どの施設においても同一の保育料となるのが基本的な考え方であることから、このような整理としております。

後ほど、利用料設定の考え方につきまして、ご説明をいたします。

区立幼稚園における新旧の保育料を比較いたしますと、別表をご覧くださいと思いますけれども、A階層につきましては、現行も保育料の免除措置がございまして、無料となっております、変更はございません。

B階層のうち、住民税所得割非課税世帯につきましては、現在、補助金を支給しておりますので、これまで月額8,500円程度の負担がございましたけれども、新制度となりまして、この保育料の体系が適用になりますので、無料となります。

また、C1階層については5,600円の減額、C2階層についても200円の減額となります。C3階層については6,100円の増額、C4階層について

は8,500円の増額となります。

このように増額となる層がございますので、平成27年度以前の入園児については、2年間の経過措置として従来の保育料を適用いたします。

以上の内容について、条例を一部改正いたします。

続きまして、(2)私立幼稚園・認定こども園の保育料条例の新規制定でございます。

私立幼稚園・認定こども園の保育料条例の内容でございます。

私立幼稚園等の保育料につきましては、これまで園ごとに独自で定めておりましたけれども、新制度移行後は、区の定める保育料を適用することとなります。

条例の対象施設は、平成27年度以降に新制度に移行する私立幼稚園及び認定こども園です。

また、認定こども園の場合に対象となるのは、在園児のうち1号認定を受けた児童となります。

認定こども園の保育の提供を受けます2号、3号認定子供の保育料は、保育サービス課の定める保育料体系の適用となります。

保育料は、裏面の別表のとおりでございます。住民税額に応じた6段階の応能負担となります。

なお、備考1にございますように、これは区立幼稚園も同じですが、現行において実施している多子世帯の軽減措置については、新制度においても実施いたします。

なお、ご説明が後先になってしまいましたが、この保育料体系の考え方でございます。

基本的には、国基準額がベースとなっておりますけれども、国基準額は、概ね現行の私立幼稚園の保育料から、現行の就園奨励費補助金相当額を控除した実質的な利用者負担の水準となっております。

板橋区としましては、保護者負担を軽減するため、この基準額からさらに区が実施する現行の保護者負担軽減補助金相当額を控除しまして、保育料を定めております。

続きまして、2番、保護者負担軽減(私立幼稚園・認定こども園)についてでございます。

ただいまご説明しましたとおり、平成27年度以降に新制度に移行する私立幼稚園・認定こども園、板橋区におきましては5園が移行すると把握しております。こちらについては保育料が変更となります。

区内私立幼稚園の平均的な保育料を新旧の実質負担ベースで比較しますと、新たな保育料により、概ね全階層で現行より減額となりますが、今回、新制度に移行する園の状況を個別に検証しますと、園によっては、現行の保育料が安く設定されているために現行より負担増となる世帯も一部あります。

今年度、園児募集の際に区が定める利用料をあらかじめお示しすることができなかったこともございますので、この差額につきましては、保護者負担軽減のため、経過措置として補助金を支給することといたします。



説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 最後に説明があった保護者負担軽減の件で、新制度に移行する5園で負担増が見込まれる世帯に対しては補助金を支給するというので、これは経過措置となっていますけれども、期限的にはどのぐらい。

学務課長 現在、調整中でございますけれども、基本的には、平成27年度の入園児が卒園するまでの間というように、予定しております。

高野委員 平成27年度に、もう既に在園している方たちというか、2年間は、それはあるわけですね。

学務課長 そのように予定しています。

高野委員 そのほかに、新たにその差額を埋めるというか、そういうことで補助をする。

学務課長 そうです。来年度、新入園される方についても、卒園までは、補助金を支給して現行との差額を埋めるというようなことで考えております。

高野委員 もう既に、秋に幼稚園の入園の説明会があったときに、一応、保育料などについては、暫定的なものであってもご説明があったわけですね。

そうすると、これがないと、聞いていた金額と差が出てしまうということで、こういう措置で対応しているのですか。

学務課長 実質的には、秋の募集時には、各園で国基準額をご説明しまして、区がこの基準額以内でこれから定めますというようにご案内しております。

ですので、保護者の方は、具体的な金額は分からない状態で応募されておりますので、そういったところの周知不足もございますので、今回は、その園で、現行、設定している範囲の保護者負担に据え置きたいので、区としては、新しい保育料との差額を埋めさせていただくということで考えております。

高野委員 はい。

委員長 よろしいでしょうか。

高野委員 はい。

○報告事項

4. 平成27年度板橋区教育委員会授業改善のためのグランドデザイン2015  
(指-2・指導室)

委員長 では、報告4「平成27年度板橋区教育委員会授業改善のためのグランドデザイン2015」について、指導室長から報告願います。

指導室長 A3判の折りたたみであるやつになりますので、よろしくお願いたします。  
授業改善のためのグランドデザインということで、来年度分の教育委員会全体としての授業改善のための方向性ということを各学校に示すものでございます。  
ラインが引いてあるところが今年度との変更点ですので、ここを重点にお話しします。

まず、この中央の部分、「確かな学力」と「教員の指導力向上」、「豊かな心と健やかな体」については、変わりはありません。

真ん中の目指す授業の3つの「問題解決・探求型」、「協同学習」、それから「指導と評価と支援の一体化」についても変わりはありません。基本的なコンセプトに変わりはありません。

大きな違いは、一番下の教育支援センターの活用です。

支援センターは4月から立ち上がりますので、その研究・研修、相談、それから、コーディネート事業を十分活用して授業改善をしてくださいというつくりになっています。

左の上の教員の指導力向上について、ラインが3つありますが、5番の校内研修の工夫につきましては、校内研修は各学校でかなりやってきていただいておりますが、研究校の成果から考えて、教員がどう指導したかということの視点から、子どもがどう学んできたかという視点について協議をするようにということで、位置づけを少しシフトしていこうというようには思っています。

それから、7番の教員個々の育成計画に合わせた研修は、教育支援センターでの研修を十分に活用して、それぞれの教員のいいところを伸ばしたり、足りないところを補ったりする研修を校長も自らしてくださいというトーンになっています。

8番、指導教諭の実践活用については、指導教諭は今年度3名配置になってまして、その指導教諭は、学期に1回、模範授業を公開することになっています。これを活用することを来年度も期待するということです。

なお、来年度については、指導教諭は6名程度の配置になりますので、より活性化できるというように考えております。

左の下の確かな学力の定着については、4番についてラインを引いています。

優れた実践例というのは、これまでも研究校・研究奨励校でやってきたことを、学力向上の基本方針には既に示していますが、ここで改めて示すものです。

特にノート指導については、さらに徹底を図りたいということで、ここに示しました。単なる記録ではなくて、自分の学びを振り返ることができるようなノート指導の書き方をやってくださいということです。

あわせて、学習指導講師についてですが、各学校での効果的な利用についての

情報の共有化を図って、学習指導講師をどう使ったら一番授業改善に役立つかということ各学校で評価してくださいということを示しました。

右側です。

豊かな心と健やかな体の育成の中で、いじめについての公開授業。

これは、いじめの基本方針が載っていますが、保護者や地域等を巻き込んで、いじめについて、公開授業を年に1回以上行ってくださいということ改めて示すものです。

7番の個に応じた特別教育の推進。

特に「個別の教育支援計画の作成と活用」については、これまでも学校でやっていますが、通常級にいる子どもさんで、比較的、特別に支援が必要な子どもさんが結構多くなってきている。そういったところを改めて見直して、子どもたちの個別に支援ができる体制を整えてほしいということを入れております。

ですから、下の、最後の幼保小中連携の「チーム学校」というところに線を引いていますが、この「チーム学校」という考え方は、文部科学省が予算要求したときに使った言葉をそのまま引用しています。

学校の教職員だけでなく、例えば、スクールカウンセラーであるとか、地域人材であるとかを活用して、子どものために「チーム学校」として取り組んでいくということを示したものです。

その中の主なものとして、4番にアンダーラインを引いていますが、学校支援地域本部事業の活用です。

全校でまだ実施しているわけではありませんが、学校支援地域本部が設置されている学校、あるいは設置されていなくても、おやじの会とかPTAなどの組織を使って、子どもたちの授業改善に役立つような組織体を設けるようにしてくださいということ。

それから、身につけさせたい10の生活習慣です。

これについては、生涯学習課で今つくっています5歳児向けのものを中学生向けに新たにつくるということで、検討会を立ち上げる予定でおります。

これらについては、10の生活習慣は中学生にも必要だということで学校から意見をいただいていますので、これを徹底させるということで入れています。

最後、5番ですが、人材コーディネート事業です。

これは教育支援センターの事業ですが、大学との連携については、今、福井を含めて、近隣大学と合わせて、9大学と連携なり、協定なりを結べるような状況に進んでおります。

それらの大学の人材を活用して、共同に研究したり、学生との人材交流を図るということでございます。

説明については、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

特に、来年度からは教育支援センターが稼働するので、当然、それを中心に進んでいくのではないかと思います。

あと、細かいことでは、中学生向けの身につけさせたい10の習慣を定めるといことで、結構、中学の校長先生からはそういった要望を伺っておりますので、非常に結構ではないかと思えます。

蛇足で言えば、大人向けの身につけておきたい習慣も出していただくと、ためになる人もいるのではないかと思えます。

恐らく、江戸時代も「親父の小言」という、81項目ありますけれども、今でも、それを読みますと、結構役に立つ内容が書いてあるので、そういったものを本当は配っていただくと、もっとよくなるのではないかなという気もいたしております。

高野委員 私からも、教員の指導力向上というところで、指導教諭の先生が、今度、6名程度に増えるというところで、今年、指導教諭の先生の授業を何回か拝見させていただいたのですが、本当に分かりやすく、魅力的な授業でしたので、こういう授業を、色々な先生方もそうですし、保護者の方にもいっぱい見ていただいて、こういうお力をどんどんかりて、皆さんの指導力が上がっていくといいなと思っております。

どこの学校に配置されるかというのは、後でまた、4月以降に。

指導室長 そうですね。異動絡みも当然あるので、今のところは配置については何とも言えません。

新しくなる3名程度ですが、これは審査があって、合格しないとということなので、まだそれがオープンにはならない状況ですので、3月に入らないとということになります。

3学期分にも模範授業というのが実はありますので、それについては、学校の方には周知して、模範授業を見ていただいて各学校で情報を共有化してくださいということを校長会でお話しします。

委員長 教師の指導から子どもの学習へと視点を変えるということも非常に結構なことだと思います。

今、分かりやすい授業というお話だったんですけども、分かりやすい授業は、結構、忘れやすい授業で、余りにも分かりやすいと頭に残らないなというのが個人的にはありまして、目的は、やっぱり子どもがどう理解していくかという方なので、多少分かりにくい授業であっても、子どもの方の学習に役に立つ授業であってほしいなと思えます。

指導室長 研究校の中で、この真ん中の学力の3要素の中の「主体的に取り組む」というところを少し、実は重点にやってもらっている。

昨年度の赤二中の発表なども、そのテーマでやってもらっているのですが、これまでの教員の協議会というのは、教員の子どもへの投げかけがよかったのかどうか、そういうことに終始している。時間配分は適切かとか、そんなところを

やっていたので、そうではなくて、子どもが学ぶ姿として、どう変わったのか、  
どういうタイミングで変わったんだらうか、どう見とれたのか、そっちにシフト  
した協議をしてくれるように話をするつもりです。

委員長 協議会に行くと、先生がしゃべり過ぎだとかと言われておりましたけれども、  
やはり子どもがどう受け取ったかという方が大事だなと、そう思います。  
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 生徒会交流会発表会について

(指-3・指導室)

委員長 次に、報告5「生徒会交流会発表会について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-3」でございます。

生徒会交流会発表会と、いわゆるいじめシンポジウムの両方のご案内をさせて  
いただきます。

2枚目にチラシがついておりますが、これはゲラの段階ですので、正式には、  
カラー刷りのきちんとしたきれいなものをお配りする予定です。

今年度の生徒会交流会についても、いじめについて取り上げております。

現在、12月11日に各学校の生徒会の代表者が集まりまして、第1回目の活  
動は終わりました。この中で、この前もお話ししましたが、ネットによるいじめ  
ということが子どもたちの中でかなり関心が高いということなので、今年度のい  
じめ防止の内容は、ネットについてということで少し集約して取り組んでいくと  
いうようにシフトしております。

今年度の教育委員さんの先生方との協議会は1月16日にグリーンホールで、  
そして、最後のいじめ防止シンポジウムは2月2日、これは文化会館の小ホール  
でそれぞれ開催の予定でございます。

1月16日の活動についてですが、それぞれの学校から代表者が出ている生徒  
会に合わせて、大学生、これは日本女子大の学生を今のところ予定しております。  
かなりの学生さんが来てくれるということになっていきますので、一緒にグルー  
プの中に入れていただいて、教育委員の先生方も一緒に入って、ネットについて  
のいじめに、最終的には焦点化するような議論を生徒たちとしていただくという予  
定をしております。

それを受けまして、2月2日のいじめ防止シンポジウムでは、大学生に加えて、  
中Pの会長さんと、それから、青健の会長さんもお登壇いただく中で、子ども  
たちのいじめ、特にネットによるいじめについて最終的なシンポジウムを行って  
いく予定でございます。

説明については、以上でございます。

委員 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 こちらのネットいじめとことこのテーマというのは、各学校の生徒会の方が  
独自で決めていかれることになるのですか。

指導室長 そうです。12月11日に至るまでに、各学校の生徒会で、今年度、どうやっ  
ていじめについての生徒会の活動をしていこうかということはやってきているの  
で、前年度から引き続いてやってきているのですが、それを持ち合わせたところ、  
各学校で一番困っているのが、ネットのいじめが自分たちで見つけられないとい  
うような状況があります、要するに、閉鎖性があるので。

それについては共通の話題だねということで、この12月11日に、では、こ  
れに少し絞り込んで今年度はやっていったらどうかということで子どもたちの方  
から声も出たので、では、それでいきましょうということになったという経緯が  
あります。

委員 長 特に、ネットに詳しい方が参加される部分はない。

指導室長 その部分はないですが、大学生とちょっと話をしていると、真面目な女子大生  
なのですけれども、結構、ネットをやっている、中学生でも頻繁にやっているの  
で、彼女らの意見を聞くことが結構子どもたちにはいいかなというように予想し  
て、それぞれの班に入れていきます。

いわゆる専門家というわけではないです。

高野委員 いじめについて生徒会交流会と審議会をやって、スローガンをつくったり、色  
々な小学校に中学生が描きたいじめ撲滅のポスターだとかが張ってあったりとか、  
あとは挨拶運動をずっと続けていたりとか、中学生も地道に活動を続けてくれて  
います。

2年前のときは、ネットによるいじめという話は全くなかったもので、こういう  
ことが出てきて、ここを重点的にやるというのは大変いいのかなと思います。

委員 長 第2回、第3回と教育委員さんの方にもご出席いただくところで、よろしくお  
願いいたします。

#### ○報告事項

6. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令及びあいキッズの  
方向性について

(地-1・学校地域連携担当課)

委員 長 では、報告6「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令及び  
あいキッズの方向性について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

それでは、資料の方は「地－1」をご覧いただきたいと思います。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令及びあいキッズの方向性についてということで、この改正の趣旨でございます。

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に合わせまして、板橋区では、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令」に基づきまして、子ども家庭部の方から、この「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例」を今年の第1回の区議会定例会の方に上程する予定でございます。

その省令基準というのが、2枚目でございます。「放課後児童クラブの基準について」というものでございます。

あいキッズ事業におけるきらきらタイムの登録者、こちらをこの子ども・子育て支援新制度の対象者といたしまして、あいキッズ事業の理念に沿った基準条例の制定ということで進めていただくように話をしているところでございます。

これに合わせまして、あいキッズ条例、こちらも基準条例と整合性を図っていくということが主な趣旨でございます。

こうした規定整備の目的といたしまして、新あいキッズの放課後における児童の安心・安全な居場所の確保、それとともに、児童同士の積極的な交流や健全育成といった理念も維持しながら、あいキッズ事業をこの国の省令基準に基づいた板橋区の基準条例に準拠するというような事業とすることによって、新設予定の国の補助金など、財政的な効果が期待できようかと考えております。

3番のところでございます、先ほど申し上げました基準省令というものがございますが、これについて、あいキッズの方向性を示していきたいということが6点ございまして、こちらを記載させていただいております。

この6点の中で、まずは児童福祉法に定められている部分が1つございまして、また、そのほか、この省令基準に従うべき基準というものがもう1つございます。それ以外は参酌すべき基準ということで、努力義務というような規定でございます。

まず、1番目の対象児童ということでございますが、これが、児童福祉法に基づいたものでございまして、この放課後児童健全育成事業における支援というものの対象者が、小学校に就学している児童ということでうたわれております。

小学校に就学している児童というのは1年生から6年生までということでございまして、今後、あいキッズの方向性といたしましては、きらきらタイム登録の対象を、保護者が就労等で放課後などに留守家庭となる1年生から6年生までとする方向で検討してまいりたいと考えております。

ただし、これまで私どもで行ってきたように、子どもたちの交流と学齢期に合わせた成長、こういったものはしっかりと促していきたいと思っておりますので、同じサービスを全ての学年にするということではなく、時間管理などは低学年までといたしまして、サービス内容についても、学年により異なるものとしていきたいと考えております。

続きまして、2番目の専用区画の面積でございますが、こちらの方は参酌すべき基準ということで、概ね児童1人につき1.65㎡以上ということであつたわけ

ております。

これについて、あいキッズでは、現在の施設で基準を満たしていない学校については、放課後の時間に新たな特別教室を確保して対応してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目の職員でございますが、こちらは従うべき基準ということでございます。

省令基準の方では、放課後児童支援員、これは新たなものなのですが、これを置かなければならないということで、この放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2人以上ということで、この支援の単位というのが、概ね40人を1つの単位にするというようなことでございます。

この放課後児童支援員というのが、都道府県知事が行う研修を終了した者ということになっておりまして、今後、都道府県、東京都の方で、どういった研修内容にするというようなところを示して、それを実際に履修してもらうというようなことで資格を得られるような形になっております。

この資格について、あいキッズにおきましても、現在の委託法人にも指導員等には取得させて、基準を満たしていくように配置してまいりたいと考えております。

こちらの方に載ってはおりませんが、概ね平成32年までということで、移行期間もありますので、それに合わせてまいりたいと考えております。

続いて、4番目の利用定員につきましては、運営の規定を定めておかなければならないということで、事業所、施設ごとに、あいキッズの方でも運営規程を定めて、支援の単位及び施設ごとの定員を規定してまいりたいと考えております。

ただし、定員については、校内の共有スペース、こういったものも入れられることになっておりますので、利用できない児童を設けないような形で調整してまいりたいと考えております。

続いて、5番目でございますが、開所時間につきましては、小学校の授業の休業日については、1日につき8時間、夏休み等の学校休業日でございます。

それ以外の、通常の授業のある日については、1日につき3時間ということで定められておりますが、あいキッズの方でも、開設準備にかかる時間も、開所時間に含まれるという基準に該当していますので、現状どおりの運営で大丈夫であるというように考えております。

最後に、6番目の開所日数でございます。

こちらの方は、省令基準では250日以上を原則としてということであつたわけでありまして、あいキッズの方では、現在、243日でございます。来年度も同じ243日ということでございまして、今後の対応については検討してまいりたいと考えております。

条例との整合性についても、一定の移行措置期間を設けるといったようなところで進めてまいりたいと考えております。

最後に、施行期日でございますが、平成27年4月1日ということになっております。



説明の方は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

次長 ちょっと補足させていただきます。

新しい制度ということで、以前ご紹介させていただきました子ども・子育て支援新制度というのが今度の4月から始まるということで、先ほど、幼稚園の方も新しい制度に移行する。

それから、そのほか、色々、この中で記載されている事業について設計していかなければならないことになっておりまして、放課後児童健全育成事業についても、消費税が10%になるということを見越して、国として、こういうパッケージの色々なプランをやりますよということで、国が法律を決めて、それを各自治体でそれぞれ基準を決めなさいということになっております。

この放課後児童健全育成事業につきましては、板橋区では、民間の学童クラブというのがあります。

ほかの自治体ですと、結構、株式会社ですとか、色んなところが参入していて、この放課後児童健全育成事業を担っている民間の法人なりがあるので、そこに対しても、運営の実施基準というのを各自治体が定めることになっております。

板橋区では、当然、ニーズ調査をこの検討の中で行いまして、一定のニーズがあるということはもう十分把握しておりますので、この基準となる条例をつくらなければいけないということになってきまして、それはあいキッズだけではなくて、民間の同様の事業をやっているところも、この基準を当てはめていきたいと思いますという考え方になっております。

ですので、ちょっと板橋ですと、この放課後児童健全育成事業イコールあいキッズというように感じて、実はそうなのですけれども、それ以外のものもこの条例で認めていこうということになっておりますので、この条例の基準に合わせますと、先ほど申しましたような財政的なメリットがあるということなので、せっかくこれだけあいキッズを今まで皆さん方がご議論して、新しい制度で、区やってきたわけですけれども、財政的な部分のメリットがあるということで、若干の調整を行うことでこれに適合できるのであれば、そういう形にしていこうというように考えておりまして、区は、子ども家庭部の方でこの基準条例をつくりま

す。これに合わせた形に調整していくのが教育委員会のあいキッズ事業ということになってまいりますので、ちょっと非常に見えづらいのですけれども、一般的にはそういう形になっておりますので、それに合わせた形をとっておりますので、ご承知おきいただきたいのと、一番のネックになるところが、年齢要件が全児童対象としなさいというようになっておりますので、それは合わせざるを得ないと思っておりますが、課長の方から説明がありましたように、それぞれの成長期に応じて適切な対応をしていこうというように、あいキッズでは考えていまして、1、2年生、3年生、また、それ以上というように対応を変えてきたわけですが

も、その辺のところは、やっぱり法律の方に一定の範囲が広がったということで、実際の利用という部分ではどうなのかなというところはありますけれども、これに合わせるということにならざるを得ないのかと思っております。

あと、もう1つの大きなところが6番目の開所日数で、従来のあいキッズについては、土曜日、日曜日を、学校が休業だということで実施しておりませんでしたので、国の基準である250日に達していないところなのですが、議会の方でも、土曜日に就労している保護者の就労支援という視点で、土曜日に実施できないのかというお話もありますので、どういう実施の形態がいいのかというのはこれから検討しなければいけませんし、ニーズがどこまであるのかというのを把握しないといけないと思っておりますので、この250日を1つの目標として調整を図っていきたいと思っております。

すみません、補足です。

委員長 ということ、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 平成27年度あいキッズ全校実施に伴う「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則」及び「東京都板橋区立学校設備開放規則」の改正概要

(地-2・学校地域連携担当課)

委員長 では、次に、報告7「平成27年度新あいキッズ全校実施に伴う「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則」及び「東京都板橋区立学校設備開放規則」の改正概要」について、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、資料の方は「地-2」をご覧くださいと思います。

平成27年度の新あいキッズの全校実施に伴いまして、この「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則」、「東京都板橋区立学校設備開放規則」、こちらの方を改正してまいりたいと思っております。

改正理由、改正内容につきましては、まず、あいキッズ条例施行規則の方でございますが、あいキッズの利用者の規定の変更をまいりたいと考えております。

多様な保護者の就労形態に合わせた利用基準の見直しを図ってまいりたいと考えております。

その改正内容といたしましては、現行、きらきらタイムを利用しようとする時間に、月12日以上勤務が必要要件となっております。

これを、変更後は月12日以上勤務ということを原則といたしまして、きらきらタイムに、たまたま超過勤務が当たってしまうとか、シフト勤務で月1日だけなのだけれどもといったような場合でも利用できるようにまいりたいと考えております。

それと、②の文言整理というところで、先の第4回区議会定例会の方で可決いたしましたあいキッズ条例の一部改正につきまして行った内容での文言整理でございます。

「甲時間」「乙時間」と規定していた利用区分の名称を、「さんさんタイム」「きらきらタイム」と変更してまいりたいと考えております。

また、障がいを理由とする不承認要件につきまして、この文言を「疾病その他の事由」というように改めてまいりたいと考えています。

続きまして、(2)の東京都板橋区立学校設備開放規則につきましては、運営方法の見直しというところで、平日の放課後、午後5時まではあいキッズ事業で校庭や体育館を使用していくということを新設してまいりたいと考えております。

いずれも、施行期日につきましては、平成27年4月1日からということで行ってまいりたいと考えています。

ただし、あいキッズ条例施行規則に関しましては、募集その他、この条例を施行するために必要な準備行為というのは、公布の日から施行し、あいキッズ条例公布の日から適用してまいりたいと考えております。

また、「地-1」でご説明申し上げましたように、基準条例の方、子ども家庭部から出されたものに対しても整合性を持たせるために、3月までに一部改正を行う予定でございます。

説明の方は以上です。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

教育長 1の(1)の①なのですがすけれども、あいキッズの利用者の規定の変更のところですが、改正内容の書きぶりが、そもそも分かりにくいと思うのですがすけれども、現行は、「利用しようとする時間につき12日以上勤務が必要要件であった」という、この意味は、要するに、この規定が適用されるのは、きらきらタイムの子どもですので、5時以降に12日以上勤務していないといけなかったのです。

それが、今後は月12日以上勤務していればという言い方をしていますので、どの時間帯、5時までの時間帯でも、12日以上勤務しているということであれば、月によって、5時以降にたまたま超過勤務だとか、あるいは特別のシフトで勤務しなければいけないようなことが生じた場合には、そのときには、たとえ1日であっても利用することが今度はできますよという、そういう意味です。

これはそういうことを言うておりますので、そういうようにご理解いただければと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

委員長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

指導室長 横置きチラシを置いていますが、東京駅伝の第6回を2月8日に開催予定でございます。

第6回といたしましても、去年は雪で流れておりまして、その前には3.11で流れたこともあるので、実質、まだ第4回目ということにはなりません。

今年度は、監督の話によると、女子が大変有望選手が多いということで、監督の目標としては3位以内。男子も、それに引きずられて、頑張って5位以内を目指したいというように、監督は言っております。

お時間がありましたら、当日、味の素スタジアムはちょっと遠いのですが、応援に来ていただければと思っております。

なお、例年のことで大変恐縮でございますけれども、募金活動をさせていただきたいと思っております。

この募金については、昨年度プールしたお金もまだ残ってはいるんですが、選手の当日の飲み物とか、当日、参加していただいている応援の方々のお弁当であるとか、私立学校の生徒も実は参加しているのですが、彼らの練習のときの交通費が出ない、公費で賄えないという状況もありまして、そういったところを募金で、現在、賄っている。

募金は、区と全体の士気を高めるために非常に有効だと思っております、明日の校長会でも、校長先生方の募金をすることになってはいますが、可能ならば、今後は上手い具合に公費で賄えるような算段をとっていきたいと思っております。

一応、ご案内でございます。よろしく願いいたします。

委員長 当日と、募金の方をよろしく願いいたしますということでございます。ほかにございませんか。

学校地域連携担当課長 私の方も、机の上に横置きで、情報提供ということで置かせていただいております。

集英社の「LEE」という女性誌、こちらの方なのですが、あいキッズを取り上げていただきましたので、これについてご紹介させていただきたいと思っております。

「小1の壁」を乗り越える」というようなテーマで編集されたものでございまして、その中で、放課後子ども教室と学童クラブの壁を取り払って、双方が使いやすいスタイルにしたという新あいキッズをご紹介させていただいたものでございます。

委員長 了解でございます。ほかに。

次長 先ほどもちょっとご報告した内容ですが、(3)と(6)の本日の報告事項の条例につきましても、第1回定例会に付議する案件でございますので、次回の教育委員会でご決定賜りますような形で、議案として提出させていただきたいと思っております。

(7)の規則につきましては、ちょっと国の方の動向等もありますので、それを見定めて規定整備をさせていただきますので、できる限り早い時期に、また、それも付議することになろうと思います。

以上です。

委員長 分かりました。  
ほかにございますでしょうか。  
なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 00分 閉会